

令和 7 年 6 月 定例会

議 案 説 明 資 料

予 算 に 関 す る 説 明 書

(令和 7 年度 6 月 補正 予算等 関係 (先議分))

総 務 部

令和7年6月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第17号	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例	行政体制整備局 人事企画課等	3

条例名等	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>人口減少に歯止めをかけ「令和の改新」を実現していくため県庁内外を繋ぐ実効ある施策を推進するとともに、流動化する国際情勢や現下の物価高など地域経済・県民生活に影響を及ぼす喫緊の行政課題に機動的に対応する体制を整備するため、政策統轄総局及び政策統轄監を新設する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正</p> <p>ア 政策統轄総局を置き、次の事務を所掌させる。</p> <p>(ア) 県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</p> <p>(イ) 人口減少対策に関する事項</p> <p>(ウ) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項</p> <p>(エ) 県民の社会参加活動の推進に関する事項</p> <p>イ 政策統轄総局を所掌させるとともに、各部局の総合調整を行い、喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。</p> <p>ウ 政策統轄監は、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき指定する特別職とする。</p> <p>エ 政策統轄監の定数は、1名とする。</p> <p>オ 政策統轄監は、議会の同意を得て知事が任命する。</p> <p>カ 政策統轄監の任期は、4年とする。</p> <p>キ 統轄監を廃止する。</p> <p>(2) 政策統轄監を設置することに伴い、その給与等を定める等次の条例について所要の改正を行う。</p> <p>ア 知事等の退職手当に関する条例</p> <p>イ 職員の退職手当に関する条例</p> <p>ウ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>エ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例</p> <p>オ 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例</p> <p>カ 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、規則で定める日とする2(1)キ及び(2)に関する事項を除き、公布の日とする。</p> <p>(2) 鳥取県職員定数条例について、所要の規定の整備を行う。</p>

4 参考

○政策統轄機能の強化のための体制整備

・人口減少に歯止めをかけ「令和の改新」を実現していくため県庁内外を繋ぐ実効ある施策を推進するとともに、流動化する国際情勢や現下の物価高など地域経済・県民生活に影響を及ぼす喫緊の行政課題に機動的に対応する体制を整備するため、政策統轄総局及び政策統轄監を新設

政策統轄監 [特別職として新設]

政策統轄総局 [政策統轄監直下に新設]

政策統轄課

政策統轄・人口政策担当

移住定住・関係人口室

協働参画課

[総合戦略、政策戦略会議、人口減少対策、令和の改新PT事務局、その他
緊急の政策課題を統轄]

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p><u>政策統轄総局</u></p> <p>令和の改新戦略本部 輝く鳥取創造本部 男女協働未来創造本部 総務部 危機管理部 地域社会振興部 福祉保健部 子ども家庭部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p><u>(政策統轄総局の所掌事務)</u></p> <p>第3条 <u>政策統轄総局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) <u>人口減少対策に関する事項</u></p> <p>(3) <u>移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項</u></p> <p>(4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p> <p>(令和の改新戦略本部の所掌事務)</p> <p>第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>令和の改新の推進に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。</p> <p>令和の改新戦略本部 輝く鳥取創造本部 男女協働未来創造本部 総務部 危機管理部 地域社会振興部 福祉保健部 子ども家庭部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(令和の改新戦略本部の所掌事務)</p> <p>第3条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) <u>人口政策に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p>

- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第5条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(男女協働未来創造本部の所掌事務)

第6条 略

(総務部の所掌事務)

第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) その他の部局の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第8条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第9条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第10条 略

(子ども家庭部の所掌事務)

第11条 略

(生活環境部の所掌事務)

第12条 略

(商工労働部の所掌事務)

第13条 略

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(輝く鳥取創造本部の所掌事務)

第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口減少対策に関する事項（令和の改新戦略本部の所管に係るものを除く。）
- (2) 略
- (3) 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
- (4) 県民の社会参加活動の推進に関する事項
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

(男女協働未来創造本部の所掌事務)

第5条 略

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(14) 略
- (15) その他の部の所掌に属しない事項

(危機管理部の所掌事務)

第7条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第8条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第9条 略

(子ども家庭部の所掌事務)

第10条 略

(生活環境部の所掌事務)

第11条 略

(商工労働部の所掌事務)

第12条 略

<p>(農林水産部の所掌事務) 第14条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第15条 略</p> <p>(政策統轄監) 第16条 <u>政策統轄総局を所掌させるとともに、各局の政策を統轄し、官民の協働により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、政策統轄監を置く。</u></p> <p>2 <u>政策統轄監は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第4号の規定に基づき指定する特別職とする。</u></p> <p>3 <u>政策統轄監の定数は、1人とする。</u></p> <p>4 <u>政策統轄監は、議会の同意を得て知事が任命する。</u></p> <p>5 <u>政策統轄監の任期は、4年とする。</u></p> <p>(統轄監及び部局長) 第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局長（以下「部局長」という。）を置く。</p> <p>2 統轄監は、各部局の総合調整を行う。</p> <p>3 部局長は、第1項の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務) 第18条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を部局の外に置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(雑則) 第19条 略</p>	<p>(農林水産部の所掌事務) 第13条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第14条 略</p> <p>(統轄監及び部長) 第15条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部の長（以下「部長」という。）を置く。</p> <p>2 統轄監は、各部の総合調整を行う。</p> <p>3 部長は、第1項の事務を処理するとともに、部の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 部長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部以外の組織及び分掌事務) 第16条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を部の外に置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(雑則) 第17条 略</p>
---	---

第2条 鳥取県行政組織条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部局長) 第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及</p>	<p>(統轄監及び部局長) 第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及</p>

<p>び立案を行わせるため、<u>部局にそれぞれその長</u>（以下「部局長」という。）を置く。</p> <p><u>2</u> 部局長は、<u>前項</u>の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。</p> <p><u>3</u> 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p>	<p>び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局の長</u>（以下「部局長」という。）を置く。</p> <p><u>2</u> <u>統轄監は、各部局の総合調整を行う。</u></p> <p><u>3</u> 部局長は、<u>第1項</u>の事務を処理するとともに、部局の所掌事務をつかさどる。</p> <p><u>4</u> 部局長は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、<u>統轄監とともに</u>、相互に協力してその任に当たるものとする。</p>
--	--

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の60</p> <p>(2) 副知事 100分の40</p> <p><u>(3) 政策統轄監 100分の35</u></p> <p><u>(4) 教育長 100分の30</u></p> <p><u>(5) 病院事業の管理者 100分の30</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第2条第5項及び第3条第2項の規定に基づき、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、教育長、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の60</p> <p>(2) 副知事 100分の40</p> <p><u>(3) 教育長 100分の30</u></p> <p><u>(4) 病院事業の管理者 100分の30</u></p>

<p>(6) 常勤の監査委員 100分の20 2～4 略</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(政策統轄監の退職手当の特例)</u> 第5条の2 <u>前2条の規定は、政策統轄監について準用する。</u></p>	<p>(5) 常勤の監査委員 100分の20 2～4 略</p> <p>第5条 略</p>
---	---

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、<u>政策統轄監</u>又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 国家公務員から引き続いて職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事<u>又は政策統轄監</u>に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。</p> <p>5～28 略</p>	<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 国家公務員から引き続いて職員となった者が退職した場合において、当該退職の日又はその翌日に副知事に選任されたときは、この条例による退職手当は支給しない。</p> <p>5～28 略</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事</p>	<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務</p>

長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。	理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。
--	--

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第6条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>（知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長及び常勤の監査委員の給与）</p> <p>第2条 知事、副知事、<u>政策統轄監</u>、教育長及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事</td> <td style="text-align: center;">月額 945,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>政策統轄監</u></td> <td style="text-align: center;">月額 789,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>1 鉄道賃及び船賃</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃</th> <th style="text-align: center;">船賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>知事、副知事及び政策統轄監</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 宿泊費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊費基準額 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>知事、副知事及び政策統轄監</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		副知事	月額 945,000円	<u>政策統轄監</u>	月額 789,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	<u>知事、副知事及び政策統轄監</u>	略		略			区分	宿泊費基準額 (1夜につき)	<u>知事、副知事及び政策統轄監</u>	略	略		<p>（知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与）</p> <p>第2条 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副知事</td> <td style="text-align: center;">月額 945,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>1 鉄道賃及び船賃</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">鉄道賃</th> <th style="text-align: center;">船賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>知事及び副知事</u></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 宿泊費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊費基準額 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>知事及び副知事</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		副知事	月額 945,000円	略		区分	鉄道賃	船賃	<u>知事及び副知事</u>	略		略			区分	宿泊費基準額 (1夜につき)	<u>知事及び副知事</u>	略	略	
区分	報酬又は給料の額																																																
略																																																	
副知事	月額 945,000円																																																
<u>政策統轄監</u>	月額 789,000円																																																
略																																																	
区分	鉄道賃	船賃																																															
<u>知事、副知事及び政策統轄監</u>	略																																																
略																																																	
区分	宿泊費基準額 (1夜につき)																																																
<u>知事、副知事及び政策統轄監</u>	略																																																
略																																																	
区分	報酬又は給料の額																																																
略																																																	
副知事	月額 945,000円																																																
略																																																	
区分	鉄道賃	船賃																																															
<u>知事及び副知事</u>	略																																																
略																																																	
区分	宿泊費基準額 (1夜につき)																																																
<u>知事及び副知事</u>	略																																																
略																																																	

（鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の一部改正）

第7条 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例（平成25年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(危機管理対策本部の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 副知事</p> <p><u>(2) 政策統轄監</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(危機管理対策本部の組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 副知事</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>3～5 略</p>

(職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第8条 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、<u>政策統轄監</u>、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(職員等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は規則で定める日から施行する。

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

2 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,837人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,827人</u> イ 略 (2)～(10) 略 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,838人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,828人</u> イ 略 (2)～(10) 略 2 略